

## 憲法暫定規定

**第1条** 共和国大統領、連邦最高裁判所長官および国会議員は、本憲法の公布の行為と日において、憲法を維持し、擁護し、かつ履行することを誓約する。

**第2条** 1993年9月7日において、国民投票を経て、我が国で効力を有すべき政体（共和制もしくは立憲君主制）および統治形態（議会制もしくは大統領制）を決定する。

§ 1 公共役務の特許を得ているマスコミュニケーションを通じた上記の政体および統治形態の自由な広報は、無償とする。

§ 2 高等選挙裁判所は、憲法が公布された後、本条の規則規範を発する。

**第3条** 憲法改正は、憲法の公布の日から起算して5年後に、国会議員の絶対多数の表決により、1院制の会議において行われるものとする。

**第4条** 現共和国大統領の任期は、1990年3月15日に終了する。

§ 1 憲法の公布後、共和国大統領の最初の選挙は、1989年11月15日に行われ、この選挙には本憲法の第16条の規定は適用されない。

§ 2 下院における州および連邦区の現在の代表の数は、削減されないことを保障する。

§ 3 1986年11月15日に選出された知事および副知事の任期は、1991年3月15日に終了する。

§ 4 現市長、副市長および市議会議員の任期は、1989年1月1日、当選者の就任をもって終了する。

**第5条** 1988年11月15日に予定されている選挙には、憲法第16条の規定および第77条の規則は適用されない。

§ 1 1988年11月15日の選挙には、選挙前、少なくとも4ヵ月間の選挙地区における住所が要求され、この要件を満たした候補者は、法律の他の要求を満たすと、憲法の公布後、選挙裁判所によってその登録が有効なものとされる。

§ 2 特定の法規範の欠如の場合において、現行法を尊重して、1988年の選挙実施に必要な規範を公示する権限は、高等選挙裁判所に属する。

§ 3 副市長に選出された現連邦議員または州議会議員は、市長の職務を行使するよう招集された場合、議員の任期を失わない。

§ 4 1市郡当たりの市議会議員の数は、1988年に選挙される代表に関しては、憲法第29条のIVに定めた制限を尊重して、それぞれの地方選挙裁判所によって決定される。

§ 5 1988年11月15日の選挙に関しては、すでに選挙職を行っている者を除いて、任期の半分以上職務を行った共和国大統領、州知事、連邦区知事および市長の配偶者および2親等内のもししくは養子縁組による血族もししくは姻族は、本人の管轄区域内では、いかなる職務にも被選挙権を有し得ない。

**第6条** 憲法の公布後6ヵ月において、30人以上の連邦議員が集まり、高等選挙裁判所に対し、新しい政党の登録を請求することができ、この請求には、宣言、定款および請求人が正式に署名した綱領が添付されなくてはならない。

§ 1 本条の規定に従い、高等選挙裁判所により直ちに付与される仮登録は、新政党に対して、現行の全ての権利、義務および特権を許与し、この中には、自党の名の下に、結成以降12カ月内に行われる選挙に参加する権利も含まれる。

§ 2 新政党は、その結成から起算して24カ月の期間内に、法律で定める形式に従い、高等選挙裁判所において確定登録を取得しないとき、自動的に仮登録を失う。

#### 第7条 ブラジルは、国際人権裁判所の設置を支持する。

第8条 1946年9月18日から憲法の公布の日までの期間に、1961年12月15日付立法府のデクレト第18号および1969年9月12日付デクレト・レイ第864号を含む軍政令または補足令の例外的規範によって、専ら政治的理由から影響を蒙った者には特赦が与えられる。これらの者には、現行の法律および規則に定める活動の在任期間に従い、文民および軍人公務員の職歴の性質と特性を尊重し、かつ当該法的制度を遵守することによって、現職にあつたなら権利を有していたであろう職務、雇職、地位または階級への昇任が、休職扱いで保障される。

§ 1 本条の規定は、憲法の公布以降、財政的効力を生ずるものとし、種類のいかんを問わず、遡及的性質の報酬は禁止される。

§ 2 本条に定める利益は、専ら政治的理由によって処罰され、解雇されまたは從事していた有償の活動から離職を余儀なくされた私的部門の労働者、組合の指導者および代表者ならびに公然の圧力または秘密の公式手続にもとづき、職業活動に従事することを禁じられた者に対して保障される。

§ 3 1964年6月19日付空軍省の特例省令 S50-GM 5 および S-285-GM 5により、民間において、特定の職業活動に従事することを禁止された市民に対しては、国会が発議し、かつ憲法の公布日から起算して12カ月の期間内に発効する法律で定める形式に従い、経済的性質の補償が与えられる。

§ 4 軍政令の効力により、無報酬で市議会議員の選挙職を行使した者には、公務における老齢退職年金および社会保障の効果のため、その期間を算入する。

§ 5 本条の規定に従い付与される特赦は、3軍の省を除く、政府のすべての段階もしくは国の統制下にあるその財団、公社または公私合併会社の公務員または職員で、これら労働者の決定によって職業活動が中断されたことを理由に、また、1978年8月4日付デクレト・レイ第1632号によりまたは専ら政治的理由から、処罰または解雇された者に対して適用され、1979年以降影響を蒙った者は、§ 1に従い再雇用が保障される。

**第9条** 1969年7月15日から12月31日の期間に、当時の共和国大統領の命令により、専ら政治的理由で参政権を取り消されまたは停止された者は、連邦最高裁判所に対し、刑罰の適用により中断された権利および利益の確認を請求できる。ただし、この刑罰適用に重大な欠陥があったことを証明する場合に限る。

**単項** 連邦最高裁判所は、利害関係人の請求の日から起算して120日以内に、決定を下す。

**第10条** 憲法第7条のIに関する補足法が公布されるまで、下記に従う。

I - 上記にいう保護は、1966年9月13日付法律第5107号の第6条の主文および§ 1に定める率の4倍までの増加に制限される；

II - 次の者の恣意的または正当な理由を欠く解雇は禁止される：

a) 事故防止内部委員会の管理職に選出された使用人。ただし、その立候補の登録から任期終了後の1ヵ年までに限る；

b) 妊婦使用人。ただし、妊娠の確認から出産後5ヵ月まで；

§ 1 法律が憲法第7条のXIXの規定について定めるまで、父親の育児休暇の期間は5日とする。

§ 2 翌後の法律規定があるまで、農業組合の活動資金に対する負担金の徵

収は、同一の徴税機関により、農地税の徴収とともに行われる。

§ 3 憲法の公布後、第233条に従う農業雇用者による労働債務の履行の最初の証明において、契約および全期間における労働債務の調整の適合性は労働裁判所に対し証明される。

**第11条** 各立法議会は、憲法上の権力をもって、連邦憲法の公布の日から起算して1年以内に、この憲法の諸原則を遵守し、州憲法を起草する。

**単項** 州憲法の公布後、市議会は、6カ月以内に、連邦憲法および州憲法の規定を尊重し、2読会にわたる審議と表決において、各市郡の組織法を議決する権限を有する。

**第12条** 憲法の公布日から90日以内に、国の領土に関する調査、新しい領土単位、特に法定アマゾン地域および懸案中の地域に関する原案を提出するため、国会により指名された10人と行政府により指名された5人をもって、領土調査委員会が設置される。

§ 1 委員会は、1年以内に国会にその調査結果を送付する。この調査結果は、憲法の規定に従い、引き続く12カ月の間に審査され、その後、直ちに委員会は解散される。

§ 2 州および市郡は、憲法の公布日から起算して3年以内に、協定または裁定により、係争中の境界線の画定を行う。そのために自然災害、歴史的基準、行政取極めおよび境界地域の住民の便宜を考慮して地域の変更および相殺を行うことができる。

§ 3 利害関係を有する州および市郡の請求があるとき、連邦は、境界線画定の作業を担当しなければならない。

§ 4 憲法の公布日から起算して3年が経過しても境界線画定の作業が終結しない場合、係争地域の境界線を決定する権限は連邦に属する。

§ 5 アクレ州とアマゾナス州およびロンドニア州の間の現在の境界線は、3州の代表とブラジル地理統計院の技術・専門業務の代表をもって構成され

る 3 当事者委員会により行われた地図製作および測量の調査に従い、審理されかつ確認される。

**第13条** 本条に記述した地域から分離して、トカチヌス州が創設される。その設置は、§ 3 に定めた選挙後の第46日目で、かつ1989年1月1日以降に行われる。

§ 1 トカチヌス州は北部地域の一部を構成し、かつサン・ミゲル・ド・アラグアイア市、ポランガツ市、フォルモゾ市、ミナス市、カバルカンテ市、モンテ・アレグレ・デ・ゴイアス市およびカンポ・ベーロ市の北部境界線に沿って、ゴイアス州と境いをなし、バイア州、ピアウイ州、マラニャオン州、パラ州およびマト・グロッソ州と接するゴイアス州の現行の東部、北部および西部境界線を維持する。

§ 2 行政府は、憲法制定議会が政府の確定所在地を承認するまで、州内の1市をその臨時の州都に指定する。

§ 3 知事、副知事、連邦上院議員、下院議員および州議員は、憲法の公布後、75日以内に、かつ1989年11月15日以降に、高等選挙裁判所の判断にもとづき、単一投票で選出され、特に次の規範が遵守される：

- I - 候補者の政党加入の期限は、選挙の日の75日前までに終了する；
- II - 連合および候補者の選出に関する決議を行う地域党大会日、選出候補者の登録請求の提出日およびその他法律手続のための日は、選挙裁判所による特別の日程において定められる。
- III - 本項に定めた選挙の日の75日前に、最終的に州または市郡の職から離れずにこれらの職を保持している者は、被選挙権を有しない。

IV - ゴイアス州の政党の現理事会は維持される。トカチヌス州の暫定委員会を指名する権限は、法律に定める規定と目的に従い、全国常任理事会に属する。

§ 4 前項の規定に従い、選出された知事、副知事、連邦下院議員および州議会議員の任期は、他の連邦構成単位の者と同時に終了する。最も少ない得

票数で選出された上院議員の任期は、上記に従い同様に終了し、他の2人の上院議員の任期は、その他の州における1986年選出の上院議員とともに終了する。

§ 5 州憲法制定議会は、ゴイアス州の地方選挙裁判所長官の議長の下で、その構成員の選挙の第46日目に、かつ1989年1月1日以降に設置され、またこの同じ日に、選出された知事および副知事が就任する。

§ 6 トカチンス州の創設および設置に対しては、憲法第234条の規定を遵守し、適當する場合、マト・グロッソ州の分割を規律した法規範が適用される。

§ 7 ゴイアス州は、新州の領域内にある事業の結果生ずる債務および負担を免除され、連邦は、その裁量にもとづいて、当該債務を引き受けることが許可される。

**第14条** ロライマおよびアマパ連邦直轄領は、現行の地理的境界を維持して連邦諸州に編入される。

§ 1 兩州の設置は、1990年に選出される知事の就任とともにに行われる。

§ 2 ロライマおよびアマパ両州の編入とその設置は、憲法の規定およびこの暫定規定を尊重し、ロンドニア州の創設における規範と基準が適用される。

§ 3 共和国大統領は、憲法の公布後45日までに、選出知事の就任によって新州が設置されるまで行政権を行使するロライマおよびアマパ州の知事の名を、連邦上院の審査のために送付する。

§ 4 本条の規定に従う、州への編入が具体化するまで、ロライマおよびアマパの両連邦直轄領は、憲法第159条の I a) およびこの暫定規定第34条§ 2 のIIに定める資金交付の利益を受けることができる。

**第15条** フェルナンド・デ・ノロニャ連邦直轄領は廃止され、その領域はペルナンブコ州に再併合される。

**第16条** 憲法第32条§2の規定が施行されるまで、連邦上院の承認を得て、連邦区の知事および副知事を指名する権限は、共和国大統領に属する。

§1 連邦区の立法議会の権限は、議会が設置されるまでは、連邦上院が行使する。

§2 立法議会が設置されるまで、連邦区の会計、財政、予算、取引および財産の監査は、憲法第72条の規定に従い、連邦区の会計検査院の補助の下に、外部統制によって、連邦上院が行う。

§3 法律に従い連邦によって連邦区に付与されている財産は、連邦区の財産に含まれる。

**第17条** 本憲法に適合しないで受領されている俸給、報酬、利益および追加金ならびに老齢退職年金の収入は、直ちに、憲法に定める制限まで削減され、この場合、既得権の援用または名目のいかんを問わず超過分の受取りは認められない。

§1 直接または間接行政において、軍医が行う2つの医師の専有職務または雇職の兼任は保障される。

§2 直接もしくは間接行政において行われる保健の専門職での2つの専有職務または雇職の兼任は保障される。

**第18条** 公権力によって設立され、かつ維持されている財団を含む直接または間接行政機関の、公開選抜試験によらず採用された公務員に身分保障を許与する目的をもって作成された立法府または行政府のいかなる規範も、憲法制定議会が設置されてからのものは、法的効力が消滅する。

**第19条** 連邦、州、連邦区および市郡の直接行政、独立行政機関および公共財団の文民公務員で、憲法の公布日において少なくとも5年間勤続しており、かつ憲法第37条で規律する方式によらずに採用されている者は、公務員の身分保障を有しているものとみなされる。

§ 1 本条にいう公務員の勤続期間は、法律の規定に従い、終身職の採用のための公開選抜の試験に応じたときから、正規のものとして起算される。

§ 2 本条の規定は、信任または嘱託の職、職務および雇職に就いている者ならびに法律が自由な免職を宣言している者には適用されず、その勤続期間は、本条の主文のために算定されない。ただし、公務員に関する場合を除く。

§ 3 本条の規定は、法律の規定に従い、上級の教職員には適用されない。

**第20条** 休職中の公務員および退職年金受給者の権利の改訂とこれらの者に対し支払われる利得および年金の更改の手続は、180日以内に、憲法の規定に合わせて調整するためとられる。

**第21条** 試験および資格による公開選抜を経て採用され、かつ憲法の公布日に職に就いている在職年限付の法服裁判官は、実習期間を遵守して身分保障を取得し、裁判官が服している法律上の権限、特権および制限を維持して、暫定的に定員を構成する。ただし、就任の一時質性質に固有なものは除く。

**単項** 本条にいう裁判官の老齢退職年金は、他の州裁判官に対し定められた規範により規律される。

**第22条** 憲法制定議会の設置日まで在職した公共弁護官は、憲法第134条の單項に定める保障と禁止を遵守し、職を選択する権利が保障される。

**第23条** 憲法第21条のXVIの規則が公示されるまで、現行の連邦検閲官の職に就いている者は、憲法の規定を遵守し、連邦警察庁において、この職と両立する職務を行う。

**単項** 上記の法律は、本条の規定に従い、連邦検閲官の利用について定める。

**第24条** 連邦、州、連邦区および市郡は、その人事表と憲法第39条の規定およびこれにもとづく行政改革を両立させるための基準を定めた法律を、憲法の公布日から起算して18カ月の期間内に公示する。

**第25条** 憲法の公布日から180日以降、憲法により国会に指定された権限を行政府の機関に付与したまは委任した一切の法律規定、特に下記に関するものは廃止される。上記の期間の延長は法律にもとづいて行われなくてはならない：

I - 規範制定行為；

II - 各種資金の配分または移転。

§ 1 国会で審議中のデクレト・レイで、かつ憲法の公布日までに議決されないものは、次の形式で規律される効力を有する：

I - 1988年9月2日までに公示されたものは、国会休会の期間を除き憲法の公布日から起算して180日の期間内に、国会によって議決される；

II - 前号に定めた期間が経過し、かつ議決されていないとき、ここに言うデクレト・レイは否決されたものとみなされる；

III - I およびII号に定める場合において、各デクレト・レイの有効期間中に行われた行為は、完全な効力を有し、必要な場合、国会は有効期間以後の効力について立法措置をとることができる。

§ 2 1988年9月3日から憲法の公布日の間に公示されたデクレト・レイは、公布日において、暫定的措置に転換され、第62条の単項に定められた基準がこれに適用される。

**第26条** 憲法の公布日から起算して1年の期間内に、国会は、合同委員会を通じて、ブラジルの対外債務を発生させた行為および事実の分析的かつ鑑定の検査を行う。

§ 1 委員会は、請求と喚問の目的に関する国会調査委員会の法的権限を有し、かつ連邦会計検査院の補助の下に活動する。

§ 2 不正が審査されたとき、国会は行政府に対し行為の無効確認を請求し、かつ連邦検察庁に訴訟手続を送付する。連邦検察庁は、60日以内に相当する訴えを提起する。

### 第27条 高等連邦裁判所は、連邦最高裁判所長官の下に設置される。

§ 1 高等連邦裁判所が設置されるまで、連邦最高裁判所は、憲法上の優先順位にもとづいて定められた権限と管轄権行使する。

§ 2 連邦最高裁判所は、当初、下記に従って構成される：

I - 連邦上訴裁判所の裁判官の登用により；

II - 憲法に定めた定数を満たすために必要な裁判官の任命により。

§ 3 憲法の規定の効力のため、現行の連邦上訴裁判所の裁判官は、その任命のときの所属階級に属するものとみなされる。

§ 4 高等連邦裁判所が設置されたとき、連邦上訴裁判所の退職裁判官は、自動的に高等連邦裁判所の退職裁判官となる。

§ 5 § 2 の II にいう裁判官は、憲法第104条単項の規定に従い、連邦上訴裁判所が作成した 3 倍の名簿の中から指名される。

§ 6 5 つの連邦地方裁判所が創設される。これらの裁判所は、憲法の公布日から起算して 6 カ月以内に設置され、訴訟件数およびその地理的場所を考慮して、連邦上訴裁判所が定めた管轄と本部を有する。

§ 7 連邦地方裁判所が設置されるまで、連邦上訴裁判所は、国の領域全土において連邦地方裁判所に付与された権限行使する。この裁判所の設置を推進し、かつその当初の構成における職務の候補者を 3 倍の名簿の中から指名する権限は、連邦上訴裁判所に属し、この名簿には、§ 9 の規定に従い、いかなる地域の連邦裁判官も記載することができる。

§ 8 憲法の公布以後、連邦上訴裁判所の裁判官の欠員を補充することを禁止する。

§ 9 憲法第107条の II に定める最低の実務期間を経た連邦裁判官がいないとき、昇任は、在職 5 年以下の裁判官を考慮することができる。

§10 連邦裁判所には、憲法の公布日まで当該裁判所に提起された訴訟を裁判する権限が属し、また連邦地方裁判所および高等連邦裁判所には、上記の日までに連邦裁判所により下された決定の取消訴訟を裁判する権限が属する。この中には、他の裁判部門に管轄権が移された訴訟事件に関するものも含む。

**第28条** 1977年第7次憲法改正により編集された1967年憲法第123条の§2にいう連邦裁判官は、任命または指名された司法区の部の専任職に就任する。空席がないときは、既存の部の増設の手続をとる。

**単項** 先任順による昇任の効力に関し、連邦裁判官の勤続年限は、就任の日から算定される。

**第29条** 檢察庁および連邦総弁護庁に関する補足法が承認されるまで、連邦検察庁、国庫検察総局、各省の法律顧問局、固有の代理を有する連邦独立行政機関の検察局および法務部ならびに公共財団大学の代理部の構成員は、各々の管轄範囲で引き続き活動する。

§1 共和国大統領は、120日以内に、国会に連邦総弁護庁の組織と機能について定める補足法案を提出する。

§2 現行の共和国検察官は、補足法の規定に従い、取消不能の形式で、連邦検察庁の職と連邦総弁護庁の職を選択する権利を有する。

§3 憲法の公布前に採用された検察庁の構成員は、保障と利益に関しては旧制度を選択できる。ただし、禁止事項については、憲法の公布日における法的地位が遵守される。

§4 労働検察局および軍事検察局の補充職員の現行構成員で、これらの職務で身分保証を得ている者は、当該職の職員を構成する。

§5 現行の国庫検察総局には、直接にまたは州検察庁に対するものを含む委任により、本条に定めた補足法が公布されるまで、当該管轄の範囲で、財政的性質の訴訟において、裁判上連邦を代理する権限が属する。

**第30条** 治安裁判所を創設する法律は、新たな正規治安判事の就任まで、現行の判事を維持し、この者に新判事と同じ権利と権限を保障し、また憲法第98条のIIに定める治安判事の選挙の日を指定する。

**第31条** 法律に定めるところに従い、管轄裁判所の職は、現行の正規職員の権利を尊重して、公職化される。

**第32条** 第236条の規定は、公権力によって既に公務化されている公証および登記の役務には適用されず、これらの役務従事者の権利は尊重される。

**第33条** 扶養の性質の債務を除いて、司法手続嘱託書にもとづく請求額で、憲法の公布日に支払いが末了となっているものは、金利および貨幣価値修正の残余分を含め、憲法の公布後180日までに行政府が公告する決定にもとづく再評価額で、1989年7月1日から最高8年以内に、均等かつ毎年継続分割払いにより、法貨をもって支払うことができる。

**単項** 本条の規定を履行するため、債務者たる団体は、毎年、支払額と全く等しい額の公債券を発行することができ、この債券の額は、債務の総額制限の効果のために算入できない。

**第34条** 国家租税制度は、憲法の公布日から第5月目の1日から発効し、それまでは、1969年第1次憲法改正およびその後の改正によって編集された1967年憲法の租税制度が維持される。

§ 1 憲法の公布により、第148条、第149条、第150条、第154条のI、第156条のIIIおよび第159条のIc)は発効し、1967年憲法およびこれを修正した諸改正に反する一切の規定、特に第25条のIIIの規定は無効とする。

§ 2 州、連邦区の協同基金および市郡の協同基金は、次の決定に従う：  
I - 憲法の公布以降、率は、第153条のIIIおよびIVにいう租税の徵収額にも

とづいて算定し、各々、18パーセント、20パーセントとする。ただし、第161条のIIにいう補足法が発効するまでは、現行の按分比例の基準が維持される。

II - 州および連邦区の協同基金に関する率は、1989会計年度において1パーセント増とし、および1990年以降1992年まで、各会計年度につき0.5パーセントの割合で増加し、1993年には、第159条のI a) に定めた率に達するものとする；

III - 市郡の協同基金に関する率は、1989年以降、第159条のI b) に定めた率に達するまで、各会計年度につき0.5パーセントの割合で引き上げられる。

§ 3 憲法が公布された後、連邦、州、連邦区および市郡は、憲法に定めた国家租税制度の適用に必要な法律を公布しなくてはならない。

§ 4 前項の規定に従い公布される法律は、憲法に定めた国家租税制度の発効以降、効力を有する。

§ 5 新国家租税制度が発効したときも、この租税制度または§ 3 および§ 4 にいう法律に抵触しないときにおいては、旧法の適用が保障される。

§ 6 1989年12月31日まで、第150条のIII b) の規定は、第155条のI a) およびb) ならびに第156条のII およびIIIにいう租税には適用されず、これは当該税を制定しましたは増額した法律の公布後30日に徵収される。

§ 7 補足法で定めるまで、燃料油および燃料ガスの小売りに対する市郡税の最高税率は3パーセントを超えてはならない。

§ 8 憲法の公布日から起算して60日以内に、第155条のI b) にいう租税の制定に必要な補足法が公布されていない場合、州および連邦区は、1975年1月7日付補足法第24号の規定に従い締結された協約を通じて、暫定的に、その事項を規律する規範を定める。

§ 9 補足法が該事項について規定するまで、電力の配給会社は、納税者または納税代行者の資格において、その事業所から製品が搬出されるとき、たとえ、それが他の連邦構成単位に仕向けられたものであっても、生産また

は輸入から最終取引まで電力に課せられる商品流通関連の取引税の支払義務を負うものとし、この税は、最終取引において行われた価格にもとづいて算定され、またこの取引が当然に行われるべき場所に従い、州または連邦区にその税の納付が保障される。

§10 1989年12月31日までに公布される、第159条の I c) に規定する法律が発効するまで、上記の規定に定める資金の使用は、次の形態により保障される：

- I - 0.6パーセントは、アマゾニア銀行を通じて北部地域に；
- II - 1.8パーセントは、ブラジル東北銀行を通じて東北部地域に；
- III - 0.6パーセントは、ブラジル銀行を通じて中西部地域に。

§11 法律の規定に従い、中西部開発銀行が、当該地域において、憲法第159条の I c) および第192条 § 2 に定めるところを履行するため、創設される。

§12 第148条のIIに定めた緊急性の要件にもかかわらず、1962年11月28日付法律第4156号およびその後の改正により、ブラジル中央電力公社(エレトロプラス)の利益のため制定された強制借入金の徵収は阻害されない。

**第35条** 第165条の § 7 の規定は、10年までの期間内に漸進的な形態で遂行され、1986／87年の2カ年に判明した状況にもとづいて、人口に比例した割合で大規模経済地域の間に資金が配分される。

§ 1 本条にいう基準の適用にあたり、次の事項に関する費用は、総費用から除外する：

- I - 多年度計画において優先的とみなされている事業；
- II - 国の安全と防衛；
- III - 連邦区内の連邦機関の維持；
- IV - 国会、連邦会計検査院および司法府；
- V - 連邦の公権力により設立されかつ維持されている財團を含む、連邦の直接または間接行政の債務の支払い。

§ 2 第165条 § 9 の I および II にいう補足法の発効まで、次の規範が遵守され

る：

- I - 多年度計画は、後継の大統領の任期中の第1会計年度末までに発効のため、第1会計年度の終了の4カ月前までに送付され、かつ立法会期の終了までに裁可のため返付される；
- II - 予算編成方針法案は、会計年度の終了の8カ月半前までに送付され、かつ立法会期の最初の期間終了までに裁可のため返付される；
- III - 連邦の予算法案は、会計年度の終了の4カ月前までに送付され、かつ立法会期の終了までに裁可のため返付される。

**第36条** 憲法の公布日に現存する基金は、税制免除の結果として生じかつ私的財産となるもの、および国防に関連するものを除いて、国会が2年以内に追認しないとき、消滅する。

**第37条** 第167条のIIIに規定したものへの適合性は、5年以内に処理されねばならず、少なくとも年間5分の1の割合で、超過額が削減される。

**第38条** 第169条にいう補足法の公布まで、連邦、州、連邦区および市郡は、各々経常歳入額の65パーセント以上を人件費に支出してはならない。

**単項** 連邦、州、連邦区および市郡は、当該人件費が本条に定める制限を超えるとき、年間5分の1の割合で超過分率を削減し、上記の制限に服さねばならない。

**第39条** 連邦の歳出および歳入の変動に伴う憲法の諸規定の履行の効果に關し、憲法の公布の後、行政府は、1989会計年度に関する予算法の改正案を作成し、立法府はこれを審議しなければならない。

**単項** 国会は第161条に定める補足法を12カ月以内に議決しなければならない。

**第40条** マナウス自由地域は、取引、輸出入および税制恩典の自由地域の性格を有して、憲法の公布から25年間維持される。

**単項** マナウス自由地域にある事業の認可を規律したまは規律するに至る基準は、連邦法によってのみ変更されうる。

**第41条** 連邦、州、連邦区および市郡の行政府は、現行のすべての部門別税制恩典を再評価し、各々の立法府に対し適當とする措置を提案する。

§ 1 憲法の公布日から2年後、法律によって確認されない税制恩典は取り消されたものとみなされる。

§ 2 取消しは、憲法の公布日前に、確定条件の下でかつ期間をもって付与された税制恩典に関して、すでに取得された権利を妨げない。

§ 3 1969年10月17日付第1次憲法改正により編集された1967年憲法第23条§ 6の規定にもとづいて、州間で締結された協定により付与された恩典は、これもまた本条に定める期間内に再評価され、かつ再確認されねばならぬ。

**第42条** 15年間、連邦は下記のとおり、資金を灌溉に向けて使用する：

I - 20パーセントを中西部地域に；

II - 50パーセントを東北部地域、とくに半乾燥地に。

**第43条** 鉱物資源および鉱床の調査と採掘を規律する法律の公布日において、または憲法の公布日から起算して1年以内に、鉱業権を付与する認可、特許およびその他の権原は、仮に調査または採掘の作業が法定の期間内に開始されまたは休業状態にあることが証明されない場合には、効力を失う。

**第44条** 現在、鉱物資源調査の認可、採掘の特許および水力発電潜在力の利用の特許を得ているブラジル企業は、第176条§ 1の要件を満たすために、憲法の公布日から4年の期間が与えられる。

§ 1 憲法正文に定める国の利益の規定を除いて、ブラジル企業は、第176条

§ 1 の規定の履行が免除される。ただし、憲法の公布日から 4 年の期間内に、自己の施設または支配するもしくは従属の工業企業において、その採掘および加工の成果を国の領域内での工業化に向けることを条件とする。

§ 2 自己の工業生産過程において使用するために水力発電の特許を得ている  
ブラジル企業もまた、第176条§ 1 の規定の履行が免除される。

§ 3 § 1 にいうブラジル企業のみが、鉱物資源の調査の認可および採掘または水力発電潜在力の特許を得ることができる。ただし、エネルギーおよび採鉱物を自己の工業生産過程で使用することを条件とする。

**第45条** 1953年10月 3 日付法律第2004号第43条および第45条の条件の下で保障されたブラジル国内で操業中の精油所は、憲法第177条の II によって確立された独占から除外される。

**単項** 憲法の公布日に有効である、石油探査のためにブラジル石油公社(ペトロプラス)が締結したリスク契約は、第177条§ 1 の禁止から除外される。

**第46条** 裁判外の介入または清算の制度に付された団体に対する債権は、たとえ破産の手続に変換される場合でも、中断または停止されることなく、支払い満期の日からその支払い実行の日まで、貨幣価値修正に付される。

**単項** 本条の規定は、次の事項に対しても適用される：

I - 本条の主文にいう制度が命ぜられた後に行われた取引；

II - 貸付、融資、再融資の取引、流動性に対する資金援助、債権もしくは抵当証券の譲渡または代位、公衆預金または債券購入の保証の実行。これには上記の目的を有する基金の資金をもって行われたものを含む；

III - 憲法の公布前の債権；

IV - 1988年 1 月 1 日までに清算されていない、憲法の公布前の公共行政団体の債権。

**第47条** 銀行および金融機関から供与された貸付から生ずる債務の決済においては、その再交渉および和解を含めて、たとえ訴訟係属中のものであっても、貸付が下記の者に対して行われたならば、貨幣価値修正はないものとする。

- I - 1986年2月28日から1987年2月28日の期間における零細および小企業またはその事業所に対して；
- II - 1986年2月28日から1987年12月31日の期間における最小、中および小農業生産者に対して。ただし、農業融資に関するものに限る。

§ 1 本条の効果のため、零細企業とは、1万OTNまでの年間収入を有する法人および個人企業、また小企業とは、2万5000OTNまでの年間収入を有する法人および個人企業と解される。

§ 2 最小、中および小農業生産者の分類は、契約時に有効な農業融資の規範に従い行われる。

§ 3 本条にいう貨幣価値修正の免除は、次の場合においてのみ与えられる。

- I - 法定利息と裁判手続上の手数料を加えた当初債務の清算が、憲法の公布日から起算して90日以内に実行されるに至る場合；
  - II - 資金の使用が融資目的に背反していない場合。ただし、挙証責任は、債権者たる金融機関に帰する；
  - III - 借主が債務の弁済手段を有していることを債権者たる金融機関が証明しない場合。ただし、この支払い手段からは、借手の事業所、居住家屋および労働または生産の用具は除く；
  - IV - 当初の融資額が5000 OTNの限度を超えない場合；
  - V - 受益者が5農地基準単位(módulo)を超える土地所有者でない場合。
- § 4 本条にいう特典は、すでに免除された債務および憲法制定議会議員である債務者には及ばない。
- § 5 支払い期日の到来が、債務の弁済期限指定日より後になる取引の場合において、借主の関心があれば、銀行および金融機関は、自己の手段により、原契約の条件をこの恩典に適合させうる形態で、条件の変更を行う。

§ 6 民間商業銀行によるこの恩典の供与は、いかなる場合にも、たとえブルジル中央銀行による資金の再融資および転貸を経るものであっても、公権力に負担をもたらさない。

§ 7 公的金融の代行者または信用組合に対する転貸の場合において、負担は資金源に帰する。

**第48条** 国会は、憲法の公布日から120日以内に、消費者保護法典を編纂する。

**第49条** 法律は、市街地の永借地権について定め、永借地人は、契約の消滅の場合において、当該契約に定めるところに従い、直接所有権の取得により、永借地権を請け戻す権利を有する。

§ 1 契約条項がない場合、連邦の不動産の特別法において、現在、有効な基準と根拠が採用される。

§ 2 現行の登録済の土地占拠者の権利は、他の契約方式の適用により保障される。

§ 3 永借地権は、海岸線から始まる安全地帯内に所在する海軍の土地とその自増地に対し引き続き適用される。

§ 4 永借地権が請け戻されたときは、直接所有権の旧権利者は、90日以内に、責任上の罰則の下で、管轄の不動産登記保管所に当該土地所有権に関する一切の文書を寄託しなければならない。

**第50条** 1年以内に公布される農業法は、憲法の規定に従い、農業政策的目的および手段、優先位、収穫計画、商業化、国内供給、外国市場および土地信用制度に関して定める。

**第51条** 1962年1月1日から1982年12月31日の期間に実行された3000ヘクタールを超える面積を有する公有地の一切の贈与、売買および特許は、憲法

の公布日から起算して3年以内に、国会により、合同委員会を通じて、再調査される。

§ 1 売買に関しては、再調査は取引の合法性の基準を専ら根拠にして行われる。

§ 2 特許および贈与の場合において、再調査は合法性と公共利益の適合の基準に従う。

§ 3 前項に定める場合において、違法性が証明されまたは公共の利益を有するとき、土地は連邦、州、連邦区または市郡の財産に帰属する。

**第52条** 第192条のIIIにいう条件が定められるまで、次の事項はこれを禁止する：

- I - 外国に住所を有する金融機関の新支店をブラジル国内に設置すること；
- II - 外国に居住するもしくは住所を有する自然人または法人が、ブラジル国内に本店を有する金融機関の資本参加率を増大させること。

**単項** 本条にいう禁止は、国際協定、相互主義またはブラジル政府の利益から生ずる認可には適用されない。

**第53条** 第2次大戦中、戦闘行動に実際に参加した復員軍人に対し、1967年9月12日付法律第5315号の規定に従い、次の権利が保障される：

- I - 公開選抜試験が要求されない身分保障付きの、公務への採用；
- II - 国軍の中尉の者に相当する特別年金。これは、公庫から受領される他のいかなる所得とも重複してはならず、社会保障の利益を除いて、いつでも請求できる。ただし選択権が保証される。
- III - 死亡の場合、比例配分の形式で、前項に規定する相当額の、未亡人、内縁者または被扶養者に対する年金；
- IV - 被扶養者に及ぶ無償の医療、施療および教育上の援助；
- V - 法的制度の如何を問わず、実質勤続25年における全額給付の老齢退職年金；

VI - 持ち家を所有しない者またはその未亡人もしくは内縁者に対する持ち家取得における優先。

**単項** II項の特別年金の許与は、すべての法的効果のため、すでに復員軍人に与えられた他のすべての年金にとって代わる。

**第54条** 1943年9月14日付デクレト・レイ第5813号の規定に従い徵募され、かつ1946年9月16日付デクレト・レイ9882号で保護されたゴム採取人は、困窮の場合、月額、最低賃金の2倍額の終身年金を受領する。

§ 1 この恩典は、ブラジル政府の要請に応じて、第2次大戦中、アマゾン地域でゴムの生産に従事し、戦時の努力に貢献したゴム採取人にも及ぶ。

§ 2 本条に定められた恩典は、困窮者として認められる被扶養者に対して譲渡可能である。

§ 3 恩典の認可は、憲法の公布日から150日以内に、行政府が発議する法律に従い行われる。

**第55条** 予算編成方針法が承認されるまで、失業保険を除いて、社会保障の予算の最低30パーセントは、保健部門に充当される。

**第56条** 法律が195条のIに関して規定するまで、1983年8月1日付デクレト・レイ第2049号、1985年5月8日付デクレト第91236号および1987年7月8日付法律第7611号によって改正された1982年5月25日付デクレト・レイ第1940号にいう負担金の率に相当する0.6パーセントのうち、最低0.5パーセントの徴収金が社会保険の歳入に繰り込まれる。ただし、1988会計年度に限り、進行中の計画および事業により引き受けた約定はこの限りでない。

**第57条** 1988年6月30日までの社会保障の負担金に関する州および市郡の債務は、120カ月の分割払い、かつこれに適用される利息および罰金が免除され、貨幣価値修正を経て清算される。ただし、憲法の公布日から起算し

て180日以内に、債務者が分割払いを要請し、かつその支払いを開始することを条件とする。

§ 1 最初の2年間の各年に支払われる額は、整理されかつ再評価された債務総額の5パーセントを下回る額であってはならず、残余は、均等の月賦払い金額に分割される。

§ 2 清算は、1986年12月23日付法律第7578号の規定に従い、財産の譲渡および役務の提供の方式による支払いを含むことができる。

§ 3 分割払いの履行の保証として、州および市郡は、毎年、各予算にその債務の支払いに必要な費目を設定する。

§ 4 分割払いの認可のために定められた条件のいずれかが履行されないと、債務は、その全額につき支払い期日が到来しているものとみなされ、この債務には延滞利息が付される。この場合において、債務者たる州および市郡に振り向けられる協同基金に対して、相当額の資金部分が封鎖され、かつその債務支払いのため社会保障に転貸される。

**第58条** 憲法の公布日に社会保障によって維持されている継続的給付の利益は、これが認可された日における最低賃金の数で表示される購買力を回復させるため、その額の再評価が行われ、第59条にいう費用と給付計画が実施されるまで、上記の再評価の基準が遵守される。

**単項** 本条に従い再評価された利益の毎月の給付は、憲法の公布日から起算して第7月目から借方に記され、かつ支払われる。

**第59条** 社会保障組織ならびに費用および給付計画に関連する法案は、憲法の公布日から最高6カ月以内に国会に提出され、国会は、この法案を審議するため6カ月の期間を有する。

**単項** 計画は、国会により承認された後、引き続く18カ月以内に漸進的に実施される。

**第60条** 憲法の公布日から最初の10年間において、公権力は、社会の組織的部門すべてを動員し、また憲法第212条にいう資金の少なくとも50パーセントを使用して、文盲を撲滅しつつ基礎教育を普及するために努力を尽す。

**単項** 同一期間内に、公立大学は、その高等教育施設を人口密度の高い都市部に拡張するよう、その活動を分散化する。

**第61条** 第213条にいう教育団体ならびに法律によって設立が認可された教育および研究財団であって、上記法条のⅠおよびⅡの要件を満たし、かつ過去3カ年の間において公的資金を受けてきたものは、法規定に反しない限り、引き続いて公的資金を受けることができる。

**第62条** 法律は、国立工業実習業務(SENAI)および国立商業実習業務(SENAC)に関する法律に範って、同分野で活動している公共機関の職務権限を妨げることなく、国立農業実習業務(SEMAR)を創設する。

**第63条** 共和制の宣言および第1次ブラジル共和国憲法の施行100周年の記念行事を推進するために、立法府から3人、司法府から3人および行政府から3人とする、9人から構成される委員会を設置する。ただし、委員会は、その裁量に基づいて、必要とする数の小委員会に細分されうる。

**単項** 委員会は、その職務権限の遂行において、国の政治的、社会的、経済的および文化的発展に関する研究、討議および評価を推進し、州および市郡政府ならびに諸行事に参加を望む公的および私的機関と共に協働する。

**第64条** 国立印刷局およびその他の、連邦、州、連邦区および市郡の公権力により設立され、かつ維持されている財団を含む直接または間接行政の印刷所は、憲法全文テキストの普及版を配布する。これは、各ブラジル市民が無料で国家からブラジル憲法を一部受けとることができるように、学校、登録所、組合、兵営、教会およびその他の地域社会の代表機関の自由処分

の下に配備される。

**第65条** 立法府は、12カ月以内に第220条§ 4 の規則を制定する。

**第66条** 現在、有効な電気通信の公役務特許は、法律の規定に従い維持される。

**第67条** 連邦は、憲法の公布日から5年以内に、原住民の土地の境界画定を終了する。

**第68条** キロンボ（黒人逃亡奴隸共同体）の残存共同体で、その土地を占拠しているものに対して確定所有権が認められ、国家は、これらに対して各々権利証書を発行しなければならない。

**第69条** 州は、その検察総局または総弁護庁から分離した法律顧問を維持することが許される。ただし、憲法の公布日において、その職務のため異なる特定の機関を有する場合に限る。

**第70条** 州裁判所の現行の管轄は、憲法第125条§ 1 の規定に従い、州憲法で規定されるまで維持される。

ブラジリア、1988年10月5日——(以下、憲法制定国民議会議員名列記一別掲)

## 憲法制定国民議会議員

ウリセス・ギマリヤン  
ス (議長)  
マウロ・ベネビデス  
(第1副議長)  
ジョルジエ・アルバジエ  
(第2副議長)  
マルセロ・コルデイロ  
(第1書記長)  
マリオ・マイア  
(第2書記長)  
アルナルド・ファリア・  
デ・サ (第3書記長)  
ベネディタ・ダ・シルバ  
(第1書記長代理)  
ルイス・ソイエル  
(第2書記長代理)  
ソテロ・クーニャ  
(第3書記長代理)  
ベルナルド・カブラル  
(総括報告者)  
アドルフォ・オリベイラ  
(報告者補佐)  
アントニオ・カルロス・  
コンデール・レイス  
(報告者補佐)  
ジョゼ・フォガサ  
(報告者補佐)  
アビガイウ・フェイトイザ  
アシヴァル・ゴメス  
アダウト・ペレイラ  
アデミール・アンドラー  
デ  
アデマール・デ・バルス・  
フィーリョ  
アドロアルド・ストレッ  
ク

アディルソン・モッタ  
アエーシオ・デ・ボルバ  
アエーシオ・ネヴェス  
アフォンソ・カマルゴ  
アフィフ・ドミンゴス  
アフォンソ・アリーノス  
アフォンソ・サンショ  
アガシス・アルメイダ  
アグリピーノ・デ・オリ  
ヴェイラ・リマ  
アイルトン・コルデイロ  
アイルトン・サンドヴァ  
ル  
アラリコ・アビブ  
アルバーノ・フランコ  
アルベリコ・コルデイ  
ロ  
アルベリコ・フィーリョ  
アルセニ・ゲーラ  
アルシデス・サルダーニ  
ヤ  
アルド・アランテス  
アレルシオ・ディアス  
アレシャンドレ・コスタ  
アレシャンドレ・ブジー  
ナ  
アルフレド・カンポス  
アルミール・カブリエル  
アロイジオ・ヴァスコン  
セロス  
アロイジオ・シャーヴェ  
ス  
アロイジオ・ティシェイ  
ラ  
アルイジオ・ベゼーラ  
アルイジオ・カンポス  
アルヴァロ・アントニオ  
アルヴァロ・パシェコ  
アルヴァロ・ヴァーレ  
アリソン・パウリネリ  
アマラル・ネット  
アマウリ・ミュレール  
アミルカル・モレイラ  
アンジェロ・マガリャン  
イス  
アナ・マリア・ラッテス  
アニバル・バルセロス  
アンテロ・デ・バーホス  
アントニオ・カマラ  
アントニオ・カルロス・  
メンデス・タメ  
アントニオ・デ・ジェウ  
ス  
アントニオ・フェレイラ  
アントニオ・ガスパール  
アントニオ・マリス  
アントニオ・ペローザ  
アントニオ・サリム・ク  
リアチ  
アントニオ・ウェノ  
アルナルド・マルティン  
ス  
アルナルド・モラエス  
アルナルド・ブリエト  
アルノルド・フィオラヴァ  
アンテ  
アロルデ・デ・オリヴェ  
イラ  
アルテニール・ウェルネ  
ール

アルトゥール・ダ・タヴ オラ	セルソ・ドウラード	一
アスドゥルバル・ベンテ ス	セザル・カルス・ネト	ジェナル・ゴンサルヴェ ス
アシス・カヌート	セザル・マイア	ドミンゴス・ジュヴェニ ル
アティーラ・リラ	シャガス・ドゥアルテ	ドミンゴス・レオネーリ
アウグスト・カルヴァー リョ	シャガス・ネト	ドレト・カンパナーリ
アウレオ・メロ	シャガス・ロドリゲス	エデージオ・フリアス
バジーリオ・ヴィラーニ	シコ・ウンペルト	エヂソン・ロパン
ベネディクト・モンティ ロ	クリストーヴァン・シア ラディア	エヂヴァルド・モッタ
ペニート・ガマ	シド・カルヴァーリョ	エヂメ・タヴァレス
ペッチ・アズィーゼ	シド・サボイア・デ・カ ルヴァーリョ	エヂミルソン・ヴァレン ティン
ペゼーラ・デ・メロ	クラウディオ・アヴィラ	エドゥアルド・ボンフィ ン
ボカイウーヴァ・クニ ヤ	クレオナンシオ・フォン セカ	エドゥアルド・ジョルジ
ボニファシオ・デ・アン ドラーダ	コスタ・フェレイラ	エドゥアルド・モレイラ
ボスコ・フランサ	クリスティーナ・タヴァ レス	エヂーディオ・フェレイ ラ・リマ
プランダン・モンティロ	クニニャ・ブエノ	エリアス・ムラド
カイオ・ポンペウ	ダルトン・カナブラーヴ ア	エリエル・ロドリゲス
カルロス・アルベルト	ダルシー・デエイトス	エリエゼル・モレイラ
カルロス・アルベルト・ カオ	ダルシー・ポーザ	エノック・ヴィエイラ
カルロス・ベネヴィデス	ダゾ・コインブラ	エラルド・チノコ
カルロス・カルディナル	ダヴィ・アルヴェス・シ ルヴァ	エラルド・トリンダーデ
カルロス・シアレーリ	デル・ボスコ・アマラル	エリコ・ペゴラーロ
カルロス・コタ	デルフィン・ネット	エルヴィン・ボンコスキ
カルロス・デカルリ	デリオ・プラス	エテヴァルド・ノゲイラ
カルロス・モスコーニ	デニザール・アルネイロ	エウクリーデス・スカル コ
カルロス・サンタアナ	ディオニジオ・ダル・ブ ラー	エウニセ・ミシレス
カルロス・ヴィナグリ	ディオニジオ・アジェ	エヴァルド・ゴンサルヴ エス
カルロス・ヴィルジリオ	ディルセ・トゥトゥ・ク アドロス	エスペディト・マシャ ド
カレル・ベネヴィデス	ディルセウ・カルネイロ	エジオ・フェレイラ
カシオ・クニニャ・リマ	ディヴィアルド・スルアジ	ファビオ・フェルドマン
セリオ・デ・カストロ		

ファビオ・ラウニエイテ イ	フランシスコ・ディオーネ ジェネス	グスタヴォ・デ・ファリア ア
ファラブリーニ・ジュニ オール	フランシスコ・ドルネレ ス	アーラン・ガデーリヤ アロルド・リマ
ファウスト・フェルナン デス	フランシスコ・クステル	アロルド・サボイア
ファウスト・ロシャ	フランシスコ・ピント	エリオ・コスタ
フェリペ・メンデス	フランシスコ・ロレンペ ルグ	エリオ・ドゥケ
フェレス・ナデール	フランシスコ・ロッシ	エリオ・マニヤンエス
フェル NANDO・ベゼーラ・ コエーリョ	フランシスコ・サレス	エリオ・ローザス
フェル NANDO・クニャ アン	フルタード・レイチ	エンリケ・コルドヴァ
フェル NANDO・ガスパリ カルドーノ	ガブリエル・ゲレイロ	エンリケ・エドゥアルド・ アルヴェス
フェル NANDO・リラ	ガンジー・ジャミル	エラクリト・フォルテス
フェル NANDO・サンタナ	ガストーネ・リジ	エルメス・ザネチ
フェル NANDO・ヴェラス コ	ジェネバルド・コレイア	イラーリオ・ブラウン
フィルモ・デ・カストロ	ジェネージオ・ベルナル ディーノ	オメロ・サントス
フラヴィオ・パルミエー ル・ダ・ヴェイガ	ジェオヴァーニ・ボルジ ス	ウンベルト・ルセーナ
フラヴィオ・ロシャ	ジェラルド・アルキミン・ フィーリョ	イベレー・フェレイラ
フロレスタン・フェルナ ンデス	ジェランド・ブリヨンイ ス	イプセン・ピニエイロ
フロリセーノ・パイシャ ウン	ジェランド・カンポス	イノセンシオ・オリヴェ イラ
フランサ・ティシェイラ	ジェラルド・フレミング	イラジャー・ロドリゲス
フランシスコ・アマラル	ジェラルド・メロ	イラン・サライヴァ
フランシスコ・ベンジャ ミン	ジェルソン・カマタ	イラブアン・コスタ・ジ ュニオール
フランシスコ・カルネイ ロ	ジェルソン・マルコンデ ス	イルマ・パッソーニ
フランシスコ・コエーリ ヨ	ジェルソン・ペレス	イスマエル・ヴァンデル レイ
	ジデル・ダンタス	イスラエル・ピニエイロ
	ジル・セザル	イタマール・フランコ
	ジルソン・マシャード	イヴォ・セルソージモ
	ゴンザーガ・パトリオタ	イヴォ・レシ
	ギリエルミ・パルメイラ	イヴォ・マイナルディ
	グメルシンド・ミリョメ ン	イヴォ・ヴァンデリンデ
		ジャシー・スカナガッタ
		ジャイロ・アジ

ジャイロ・カルネイロ	ジョナス・ピニエイロ	一
ジャリス・フォントウラ	ジョニヴァル・ルカス	ジョゼ・ルイス・マイア
ジャミル・アダッド	ジョルジ・ボルニャウセ	ジョゼ・マラニャン
ジャルバス・パサリーニ	ン	ジョゼ・マリア・イマエ
ヨ	ジョルジ・アジ	ル
ジャイメ・パリアリン	ジョルジ・レイチ	ジョゼ・マウリシオ
ジャイメ・サンタナ	ジョルジ・ウエケド	ジョゼ・メロ
ジェズアルド・カヴァル	ジョルジ・ヴィアナ	ジョゼ・メンドンサ・ベ
カンチ	ジョゼ・アグリピーノ	ゼーラ
ジェウス・タジラ	ジョゼ・カマルゴ	ジョゼ・モウラ
ジョアシ・ゴーエス	ジョゼ・カルロス・コウ	ジョゼ・パウロ・ビゾル
ジョアン・アグリピーノ	ティーニョ	ジョゼ・ケイロス
ジョアン・アルヴィス	ジョゼ・カルロス・グレ	ジョゼ・リシャ
ジョアン・カルモン	ツコ	ジョゼ・サンタナ・デ・
ジョアン・カルロス・バ	ジョゼ・カルロス・マル	ヴァスコンセロス
セラー	ティネス	ジョゼ・セーラ
ジョアン・カステーロ	ジョゼ・カルロス・サボ	ジョゼ・タヴァレス
ジョアン・クニヤ	イア	ジョゼ・ティシェイラ
ジョアン・ダ・マタ	ジョゼ・カルロス・ヴァ	ジョゼ・トマス・ノーノー
ジョアン・デ・デウス・	スコンセロス	ジョゼ・チノコ
アントウネス	ジョゼ・コスタ	ジョゼ・ウリセス・デ・
ジョアン・エルマン・ネ	ジョゼ・ダ・コンセイサ	オリヴェイラ
ト	ン	ジョゼ・ヴィアナ
ジョアン・ロボ	ジョゼ・ドウトウラ	ジョゼ・ユネス
ジョアン・マシャード・	ジョゼ・イグレージャ	ジョヴァンニ・マシーニ
ロレンベルグ	ジョゼ・エリアス	ジュアレス・アントウネ
ジョアン・メネゼス	ジョゼ・フェルナンデス	ス
ジョアン・ナタル	ジョゼ・フレイレ	ジュリオ・カンポス
ジョアン・パウロ	ジョゼ・ジェノイエーノ	ジュリオ・コスタミラン
ジョアン・レゼック	ジョゼ・ジェラルド	ジュタイ・ジュニオール
ジョアキン・ベヴィラウ	ジョゼ・ゲヂス	ジュタイ・マガリャンイ
クア	ジョゼ・イグナシオ・フ	ス
ジョアキン・フランシス	エレイラ	コーユ・リヤ
コ	ジョゼ・ジョルジ	ラエル・ヴァレーラ
ジョアキン・アイケル	ジョゼ・リンス	ラヴォイジエール・マイ
ジョアキン・スセナ	ジョゼ・ロウレンソ	ア
ジョフラン・フレジャ	ジョゼ・ルイス・デ・サ	レイチ・シャーヴェス

レリオ・ソウザ	マルシア・クビシェック	メシアス・ゴイス
レオポルド・ペレス	マルシオ・プラガ	メシアス・ソアレス
レウル・ロマント	マルシオ・ラセルダ	ミシェル・テメール
レヴィ・ディアス	マルコ・マシェル	ミルトン・バルボーザ
レジオ・サトレール	マルコンデス・ガデーリ	ミルトン・リマ
リディセ・ダ・マタ	ヤ	ミルトン・レイス
ロウレンベルグ・ヌネス・	マルコス・リマ	ミラルド・ゴメス
ローシャ	マルコス・ケイロス	ミロ・テエイシェイラ
ロウリヴァル・バブティ	マリア・デ・ロウルデス・	モエマ・サン・ティアゴ
スタ	アバディア	モイセス・ピメンテル
ルシア・ブラガ	マリア・ルシア	モザリルド・カヴァルカ
ルシア・ヴァニア	マリオ・アサド	ンティ
ルシオ・アルカンタラ	マリオ・コヴァス	ムッサ・デメス
ルイス・エドゥアルド	マリオ・デ・オリヴェイ	ミリアン・ポルテラ
ルイス・ロペルト・ポン	ラ	ナポール・ジュニオール
テ	マリオ・リマ	ナフタリ・アルヴェス・
ルイス・アルベルト・ロ	マルセ・ピント	デ・ソウザ
ドリゲス	マテウス・イエンセン	ナルシーゾ・メンデス
ルイス・フレイレ	マットス・レアン	ネルソン・アギアル
ルイス・グシケン	マウリシオ・カンポス	ネルソン・カルネイロ
ルイス・エンリケ	マウリシオ・コレア	ネルソン・ジョビン
ルイス・イナシオ・ルラ・	マウリシオ・フルエト	ネルソン・サブラー
ダ・シリヴァ	マウリシオ・ナッセール	ネルソン・セイシャス
ルイス・レアル	マウリシオ・パドウア	ネルソン・ウェデキン
ルイス・マルケス	マウリリオ・フェレイラ・	ネルトン・フリードリッ
ルイス・サロマン	リマ	シ
ルイス・ヴィアナ	マウロ・ボルジス	ネルトン・ドゥアルテ
ルイス・ヴィアナ・ネト	マウロ・カンポス	ネストール・ドゥランテ
リサネアス・マシェル	マウロ・ミランダ	ネイ・マラニヤン
マギート・ヴィレラ	マウロ・サンパイオ	ニルソン・スガレージ
マルリ・ネト	マックス・ロゼンマン	ニルソン・ギブソン
マノエル・カストロ	メイラ・フィーリョ	ニオン・アウベルナス
マノエル・モレイラ	メロ・フレイレ	ノエル・デ・カルヴァー
マノエル・リベイロ	メロ・レイス	リヨ
マンスエト・デ・ラヴォ	メンデス・ボテエリョ	ニデル・バルボーザ
ール	メンデス・カナレ	オクタヴィオ・エリージ
マヌエル・ヴィアナ	メンデス・リベイロ	オ

オダシル・ソアレス	ペドロ・カネード	ロブソン・マリーニョ
オラヴォ・ピレス	ペドロ・セオリン	ロドリゲス・パルマ
オリヴィオ・ドウトウラ	ペルシヴァル・ムニス	ロナルド・アラガン
オノフレ・コレア	ピメンタ・ダ・ヴェイガ	ロナルド・カルヴァーリ
オルランド・ベゼーラ	プリニオ・アルーダ・	ヨ
オルランド・パシェコ	サンルパイオ	ロナルド・セザル・コエ
オスカー・コレア	プリニオ・マルティン	ーリョ
オスマール・レイタン	ス	ロナン・チト
オスミル・リマ	ポンペウ・デ・ソウザ	ロナロ・コレア
オスムンド・レボウサス	ラシド・サルダニャ・	ローザ・プラタ
オスワルド・ベンデー	デルジ	ロゼ・デ・フレイタス
ル	ライムンド・ベゼーラ	ロスピーデ・ネット
オスワルド・コエーリ	ライムンド・リラ	ルベン・プランキニョ
ヨ	ライムンド・レゼンデ	ルベン・メディーナ
オスヴァルド・マセド	ラケル・カンディド	ルベン・フィギイロ
オスヴァルド・ソブリー	ラケル・カビペリベ	ルベルヴァル・ピロット
ニヨ	ラウル・ベレン	ルイ・バセラール
オスヴァルド・アルメイ	ラウル・フェラス	ルイ・ネデル
ダ	レナン・カリエイロス	サディエ・アウアシエ
オスヴァルド・トレヴィ	レナート・ベルナンディ	サラティエル・カルヴァ
ザン	レナート・ジョンソン	ーリョ
オットマール・ピント	レナート・ヴィアナ	サミル・アショーラ
パエス・デ・アンドラー	リカルド・フィウザ	サンドラ・カヴァルカン
デ	リカルド・イザール	チ
パエス・ランディン	リタ・カマタ	サンティーニョ・フルタ
パウロ・デルガード	リタ・フルタード	ード
パウロ・マカリーニ	ロベルト・アウグスト	サルネイ・フィーリョ
パウロ・マルケス	ロベルト・バレストラ	サウロ・ケイロス
パウロ・ミンカラーネ	ロベルト・ブラン	セルジオ・ブリト
パウロ・パaim	ロベルト・カンポス	セルジオ・スパーク
パウロ・ピメンタル	ロベルト・ダヴィーラ	セルジオ・ウェルネック
パウロ・ラモス	ロベルト・フレイレ	セヴェロ・ゴメス
パウロ・ロベルト	ロベルト・ジェファーソ	シグマリンガ・セイシャ
パウロ・ロベルト・ク一	ン	ス
ニヤ	ロベルト・ロレンベルグ	シルヴィオ・アブレウ
パウロ・シルヴァ	ロベルト・トーレス	シマン・セシン
パウロ・ザルズル	ロベルト・ヴィタル	シケイラ・カンポス

ソロン・ボルジス・ドス・	ニ	ヴィヴァルド・バルボー
レイス	ヴィクトール・フォンタ	ザ
スラーリオ・ディアス	ナ	ヴラディミール・パルメ
タデウ・フランサ	ヴィクトール・トロヴァ	イラ
テルモ・キルスト	ウン	ウアグネル・ラゴ
テオトニオ・ヴィレラ・	ヴィエイラ・ダ・シルヴ	ウアルデック・オルネラ
フィーリョ	ア	ス
テオドロ・メンデス	ヴィルソン・ソウザ	ウアルディル・ブグリエ
チト・コスタ	ヴィント・ロザード	ジ
ウビラタン・アギアール	ヴィニシウス・カンサン	ウアルモル・デ・ルカ
ウビラタン・スピネリ	サンウ	ウィルマ・マイア
ウルドゥリコ・ピント	ヴィルジルダージオ・デ・	ウイルソン・カンポス
ヴァルミール・カンペロ	セナ	ウイルソン・マルティン
ヴァルテル・ペレイラ	ヴィルジリオ・ガラーシ	ス
ヴァスコ・アウヴェス	ヴィルジリオ・ギマリャ	ジザ・ヴァラダーレス
ヴィセンテ・ボゴ	ンイス	
ヴィクトール・ファシオ	ヴィトール・ブアイス	

### 参加者

アルバロ・ディアス	エリオ・グエイロス	ニバルド・マッシャード
アントニオ・ブリット	オラシオ・フェラス	オズワルド・リマ・フィ
ペチ・メンデス	ウーゴ・ナポレオン	ーリョ
ボルジェ・ダ・シルバ	イトゥリバル・ナッシメ	パウロ・アルマダ
カルドーゾ・アルベス	ント	ブリスコ・ビアナ
エディバルド・オランダ	ジョルジエ・メダウアル	ラルファ・ビashi
エスペディト・ジュニオ	ジョゼ・メンドンサ・デ・	ロザリオ・コングロ・ネ
ール	モライス	ト
ファダ・ガッタス	レオパルド・ペソネ	セルジオ・ナヤ
フランシスコ・ディアス	マウロ・フェクリー	ティデエイ・デ・リマ
ジェオバ・アマランテ	ネウト・デ・コント	

### 記念のために

アライール・フェレイラ	ファビオ・ルセナ	ス
アントニオ・ファリアス	ノルベルト・シュワンテ	ヴィルジリオ・タボラ